

## 第4次厚木市産業マスタープラン策定方針（案）

## 1 計画策定の趣旨

第3次厚木市産業マスタープラン（以下、「現行計画」という。）が令和8年度をもって満了を迎えることと併せ、人口減少や物価高騰などの昨今の産業振興を取り巻く環境の変化への的確に対応した産業施策の構築を図るため、令和9年度を始期とする第4次厚木市産業マスタープラン（以下、「第4次計画」という。）を策定します。

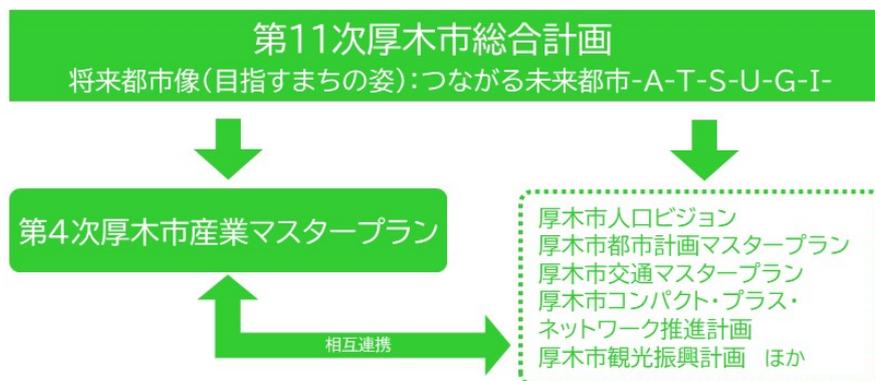
## 2 基本的事項

## (1) 計画策定についての基本的な考え方

第4次計画の策定に当たっては、現行計画の成果と課題を検証し、これまでの社会状況の変化等に留意するとともに、意向調査、附属機関への諮問及びパブリックコメントといった市民参加手続を実施し、市内企業を含めた市民の皆様の意見を取り入れた計画とします。

## (2) 計画の位置付け

本市の最上位計画である第11次厚木市総合計画の施策を補完・具体化する個別計画として位置付けるものです。また、「厚木市観光振興計画」等の関連する計画と連携した計画とします。



## (3) 計画の期間

第4次計画の計画期間は、第11次厚木市総合計画長期ビジョンの計画終了年に合わせ、令和9（2027）年度から令和17（2036）年度までの9年間とします。

## 3 策定に当たって考慮すべき視点

第4次計画は、現行計画の目指すべき事項及び基本方針を社会・経済環境の変化に照らし合わせて見直すことに加え、次の視点に考慮して計画を策定します。

(1) 人口減少社会に対応した企業支援

急速な少子高齢化や人口減少による人手不足への対策として、人材確保に向けた支援を行うとともに、省人化、自動化の推進や、高付加価値化、生産性向上に資する取組への支援を強化し、企業が持続的に成長できる環境整備をする必要があります。

(2) 賃上げの更なる後押し

賃上げは雇用者の労働環境の改善に加え、企業にとっては優秀な人材の確保・定着を促し、生産性や競争力の向上につながる重要な取組です。企業が行う収益力向上や経営基盤の強化に対する取組を支援し、業績改善から賃上げと人材確保への好循環を推進する必要があります。

(3) 将来を支える基盤となる企業誘致と市内再投資の促進

持続的な地域経済の発展と雇用の創出を図るため、支援内容を拡充した「厚木市企業等の立地促進等に関する条例」に基づき、企業誘致を積極的に推進する必要があります。また、市内企業による生産拡大や新たな事業展開を的確に支援し、市内への再投資を促進する必要があります。

(4) 環境に配慮した持続可能な経済成長の実現

本市は2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しています。企業による再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の取組を支援し、環境負荷の低減と経済成長の両立を図る必要があります。

(5) 中心市街地の開発等の連携

本厚木駅周辺では、「厚木市新庁舎整備基本構想」や「厚木市本庁舎敷地跡地等活用基本方針」などの計画により、今後多様な人々が集う新たな交流拠点となることが想定されます。商店会や商店会連合会と連携し、さらなる回遊性の向上を図るとともに、中心市街地のにぎわいの創出や市内商業を推進する必要があります。

(6) 商店会の活性化と魅力づくりの推進

近年の商店会の会員数の減少から、市内商店会の魅力や組織力の低下が懸念されており、これまで以上に、販売促進や活性化につながる事業を支援し、官民一体となった商業の活性化に取り組む必要があります。

